平成２３年（フ）第７２号
埼玉県新座市野火止３丁目16番55―205号
債務者　河野とよ子
1　決定年月日時　平成23年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第８４号
さいたま市西区大字指扇271番地20　エクセルヒル502号
債務者　大塚美由子
1　決定年月日時　平成23年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第８８号
埼玉県上尾市大字小敷谷845番地１　西上尾第一団地１―26―410
債務者　浅埜　照代
1　決定年月日時　平成23年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第９６１号
熊本県菊池市泗水町吉富210番地131　パストーン吉富Ａ棟105号
債務者　宮本　真裕
1　決定年月日時　平成23年２月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第１９８８号
埼玉県蓮田市大字馬込1766番地の４
債務者　原　　正永
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２１００号
さいたま市緑区原山１丁目32番３号　スイングマンション202号室
債務者　山路　崇文
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２１０６号
さいたま市緑区大字大間木1666番地１
債務者　加藤　達夫
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２１０８号
埼玉県上尾市大字原市2198番地１　グランドヒルズ上尾原市305
債務者　関根　正江
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２１２３号
埼玉県川口市西川口１丁目29番２―504号　三恵西川口ハイツ、旧住所埼玉県鳩ヶ谷市大字里1482番地の７　ガーデンハウス307号
債務者　柏木　勇二
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２１２５号
さいたま市桜区山久保１丁目６番３号　キャロルハイツ201号
債務者　吉田　広子
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２１３９号
埼玉県加須市柳生2779番地
債務者　柴田　正子
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２１５８号
埼玉県蓮田市西城２丁目119番地　パストラルコートⅠ番館202号
債務者　鈴木　悦代（旧姓山崎）
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２２０４号
埼玉県戸田市中町２丁目１番21号
債務者　富樫　　剛
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２２３６号
さいたま市中央区上峰１丁目22番13号
債務者　進藤　宏子（旧姓荘）
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第３６号
さいたま市大宮区北袋町１丁目276番地　幸荘103
債務者　金子　一夫
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第６５号
さいたま市岩槻区西原台２丁目３番50―206号
債務者　上石　正貴
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第４１号
埼玉県比企郡ときがわ町大字田中273番地10
債務者　知花　房子（旧姓清水）
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月30日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部